

算定期間 令和4年1月1日から令和4年12月31日

発表日 令和5年10月23日

男女の賃金の差異

(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)

設立	1977年
業種	介護保険事業 老人福祉事業 児童福祉事業 公益事業
事業内容	・ 特別養護老人ホーム ・ ケアハウス ・ 介護老人保健施設 ・ 保育施設 ・ 通所事業 ・ 訪問事業 ・ 診療所 ・ サービス付高齢者住宅 ・ 地域包括支援センター

単位 人

職員数		合計	男性	女性
	正規雇用労働者数	365	149	216
	パート・有期職員	429	74	355
	合計	794	223	571

男女の 賃金差異	全労働者	78.50%
	正規雇用労働者	86.4%
	パート・有期職員	89.4%

説明	○正規職員の賃金が女性を上回っている要因の一つとして給与が高い生活相談員・介護支援専門員は男性が多い。また男性常勤医師2名が給与総額を押し上げている。
	○非常勤労働者の内給与額が高い医師が7名男性であり給与総額を押し上げている
	○契約・有期職員は介護職・看護職がほとんどのため賃金格差が少ない